

○福島県心身障害者扶養共済制度条例

昭和四十五年三月二十六日

福島県条例第十三号

改正 昭和五四年三月一九日条例第一〇号

昭和五四年一〇月二六日条例第四四号

昭和五七年七月一三日条例第四五号

昭和五九年一二月二五日条例第五五号

昭和六一年三月二五日条例第一二号

平成三年三月一九日条例第一二号

平成七年一〇月一三日条例第六〇号

平成一一年三月一九日条例第一四号

平成一一年一二月二四日条例第六五号

平成一二年三月二四日条例第五一号

平成一五年七月一日条例第六六号

平成一九年一二月二五日条例第九一号

令和元年一〇月八日条例第三一号

福島県心身障害者扶養共済制度条例をここに公布する。

福島県心身障害者扶養共済制度条例

(目的)

第一条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、心身障害者の保護者が死亡し、又は重度障害の状態となつた後に心身障害者に年金を支給する等のため、心身障害者扶養共済制度を設け、もつて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、心身障害者の将来に対し心身障害者の保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とする。

(昭五四条例四四・昭五七条例四五・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

- 一 知的障害者
- 二 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表の一級から三級までに該当する障害を有する者

- 三 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前二号に掲げる者と同程度と認められるもの
- 2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、現に心身障害者を扶養しているものをいう。
- 一 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）
- 二 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族（親族ではないが、これに準ずる関係にあると知事が認める者を含む。）
- 3 この条例において「加入者」とは、第五条第一項の規定により心身障害者扶養共済制度に加入することを承認された者をいう。
- 4 この条例において「重度障害」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、加入者が加入者になる前に生じていた、又は加入者になる前の原因によつて加入者となつた後に生じた別表第一に掲げる障害状態にあつた場合において、既に障害を生じている身体の同一部位に新たに障害が加重してこれらの状態になつた場合を除くものとする。
- 一 両眼の視力を全く永久に失つたもの
- 二 咀嚼^{そしやく}又は言語の機能を全く永久に失つたもの
- 三 両上肢を手関節以上で失つたもの
- 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
- 五 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失つたもの
- 六 両上肢の用を全く永久に失つたもの
- 七 両下肢の用を全く永久に失つたもの
- 八 十手指を失つたか、又はその用を全く永久に失つたもの
- 九 両耳の聴力を全く永久に失つたもの
- 5 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。以下「法」という。）第十二条第二項に規定する共済制度をいう。

（昭五四条例四四・昭五七条例四五・昭五九条例五五・平三条例一二・平一一条例一四・平一五条例六六・一部改正）

（機構との契約）

第三条 県は、心身障害者扶養共済制度（以下「制度」という。）の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と法第十二条第三項に規定する保険

約款に基づく保険契約（以下「心身障害者扶養保険契約」という。）を締結するものとする。

（昭五九条例五五・平三条例一二・平一五条例六六・一部改正）

（加入資格）

第四条 この制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 県の区域内に住所を有すること。
- 二 六十五歳未満であること。
- 三 特別の疾病又は障害を有せず心身障害者扶養保険契約の対象となることができること。

2 前項の規定にかかわらず、転入（新たに県の区域内に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）の直前まで他の地方公共団体の実施する制度（機構と心身障害者扶養保険契約を締結している場合の制度に限る。以下同じ。）に加入していた者は、転入後直ちに加入するものである限り、この制度に加入することができるものとする。

（昭五四条例四四・昭五九条例五五・平一五条例六六・一部改正）

（加入）

第五条 この制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより加入を申し込み、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。
- 一 加入の申込者が前条に規定する加入資格を有しない者であるとき。
 - 二 同一の心身障害者について、既に加入者があるとき。

（昭五四条例四四・一部改正）

（口数による加入）

第六条 この制度への加入は、口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入の申込者又は加入者が加入できる口数は、一口又は二口のいずれかとする。

（平七条例六〇・全改）

（口数の追加）

第七条 加入の申込者又は加入者は、第四条第一項第二号に規定する加入資格を有するときは、規則で定めるところにより、知事に、口数の追加（以下「口数追加」という。）を申し込むことができる。

2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは除いては、口数追加の承認をしなければならない。

一 口数追加の申込者が、口数追加の加入時に特別の疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となることができないとき。

二 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。

(昭五四条例四四・追加、平七条例六〇・一部改正)

(掛金の納付)

第八条 加入者(第十八条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害の状態となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。)は、加入の承認を受けた日の属する月から、加入者となつた時の年齢区分に応じ別表第二に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、この制度に二十年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

2 前条第二項の規定による口数追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)は、口数追加の承認を受けた日の属する月から、口数追加加入者となつた時の年齢区分に応じ、別表第二に定める口数追加に係る掛金(以下「追加掛金」という。)を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、口数追加を二十年以上継続しているものは、追加掛金の納付を要しない。

3 前二項ただし書の規定の適用に当たっては、第四条第二項の規定の適用を受けて加入者となつた者については、当該他の地方公共団体の実施する制度の加入期間又は口数が追加された期間は、すべてこの制度の加入期間又は口数追加の期間とみなす。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第十二条に規定する生活扶助を受給している者が構成員となつている世帯に属する加入者については、掛金の納付を要しない。

(昭五四条例四四・追加、昭五七条例四五・昭六一条例一二・平七条例六〇・平一条例六五・一部改正)

(年金の給付)

第九条 加入者が死亡し、又は重度障害の状態となつたときは、その死亡し、又は重度障害の状態となつた日の属する月から、規則で定めるところにより、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。

- 2 年金の額は、当該心身障害者一人につき月額二万円とする。
- 3 口数追加加入者については、前項の額に二万円を加算する。ただし、第十八条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害の状態となつたが加入者としての地位は失わない者については、この限りでない。

(昭五四条例四四・旧第七条繰下・一部改正、昭五七条例四五・平七条例六〇・一部改正)

(年金管理者)

第十条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わつて年金を受領し、管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。
 - 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 加入者は、年金管理者を変更することができる。
- 4 年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、加入者は、すみやかに、年金管理者を変更しなければならない。
 - 一 死亡したとき。
 - 二 所在が不明になつたとき。
 - 三 第二項各号のいずれかに該当する者となつたとき。
 - 四 辞退の申出をしたとき。
- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。
 - 一 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。
 - 二 年金管理者が第十三条第一項の規定に違反したとき。
- 6 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。
- 7 年金管理者が指定されている場合においては、年金の支払いは、当該年金管理者に対して行なうものとする。

(昭五四条例四四・旧第八条繰下・一部改正、平一二条例五一・令元条例三一・一

部改正)

(年金の支給停止)

第十一条 第九条第一項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。

- 一 所在が一月以上不明のとき。
- 二 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- 三 日本国内に住所を有しないとき。

(昭五四条例四四・旧第九条繰下・一部改正)

(支払いの一時差止め)

第十二条 年金受給権者又は現に年金を受領している年金管理者が、正当な理由がなく、第十九条第四項の規定による届出をしないときは、知事は、年金給付の支払いを一時差し止めることができる。

(昭五四条例四四・旧第十条繰下・一部改正)

(年金の用途の制限等)

第十三条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

- 2 年金の給付を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供することができない。

(昭五四条例四四・追加)

(年金受給権の消滅)

第十四条 年金の給付を受ける権利は、年金受給権者が死亡した日の属する月の翌月から消滅する。

(昭五四条例四四・旧第十一条繰下・一部改正)

(弔慰金の給付)

第十五条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則で定めるところにより当該加入者であつた者(当該加入者であつた者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者の遺族)に、弔慰金を支給する。ただし、その死亡の日まで継続する加入期間(次項において単に「加入期間」という。)が一年に満たないときは、この限りでない。

- 2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 加入期間が一年以上五年未満のとき。 五万円

- 二 加入期間が五年以上二十年未満のとき。 十二万五千元
 - 三 加入期間が二十年以上のとき。 二十五万円
- 3 口数追加加入者（その扶養する心身障害者の死亡時において、第十八条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害の状態となつたが加入者としての地位を失っていない者を除く。）については、前項の額にその死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期間（以下この項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が一年に満たないときは、この限りでない。
- 一 口数追加期間が一年以上五年未満のとき。 五万円
 - 二 口数追加期間が五年以上二十年未満のとき。 十二万五千元
 - 三 口数追加期間が二十年以上のとき。 二十五万円
- 4 前三項の規定の適用に当たっては、第八条第三項の規定を準用する。

（昭五四条例四四・旧第十二条繰下・一部改正、昭五七条例四五・昭六一条例一二・平七条例六〇・平一九条例九一・一部改正）

（脱退一時金の給付）

第十五条の二 加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより当該加入者に脱退一時金を支給する。ただし、加入者であつた期間（口数追加については、口数追加加入者であつた期間）が五年に満たないとき又は加入者が転出（新たに県の区域外に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）をしたことに伴い、他の地方公共団体の実施する制度の加入者となつたときは、この限りでない。

- 一 加入者が脱退の申出をしたとき。
 - 二 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
- 2 前項第一号に該当するときの脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間（加入者であつた期間をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
- 一 加入期間が五年以上十年未満のとき。 七万五千元
 - 二 加入期間が十年以上二十年未満のとき。 十二万五千元
 - 三 加入期間が二十年以上のとき。 二十五万円
- 3 口数追加加入者については、前項の額に脱退した日まで継続する口数追加加入者であつた期間（以下この項及び次項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算する。
- 一 口数追加期間が五年以上十年未満のとき。 七万五千元

- 二 口数追加期間が十年以上二十年未満のとき。 十二万五千円
- 三 口数追加期間が二十年以上のとき。 二十五万円
- 4 第一項第二号に該当するときの脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。
 - 一 加入者となつたときの口数を減少するとき。 第二項各号に掲げる加入期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額
 - 二 口数追加加入者となつたときの口数を減少するとき。 第三項各号に掲げる口数追加期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額
- 5 前各項の規定の適用に当たっては、第八条第三項の規定を準用する。
(平七条例六〇・追加、平一九条例九一・一部改正)

(年金等の支給制限)

第十六条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により県が機構から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支給を受けられなかつたときは、第九条第一項の規定にかかわらず、当該加入者の扶養していた心身障害者に対しては、年金の全部又は一部を支給しない。

- 2 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者に係る弔慰金給付保険金の支給を受けられなかつたときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該加入者に対しては、弔慰金を支給しない。

(昭五四条例四四・旧第十三条繰下・一部改正、昭五九条例五五・平一五条例六六・一部改正)

(年金等の返還)

第十七条 知事は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の給付を受けた者がいるときは、その者にすでに支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(昭五四条例四四・旧第十四条繰下)

(地位の喪失)

第十八条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日の属する月の翌月の初日から、加入者としての地位を失うものとする。

- 一 加入者が死亡したとき。
- 二 加入者が重度障害の状態となつたとき。ただし、口数追加加入者が口数追加前に生じていた、又は口数追加前の原因によつて口数追加後に生じた別表第一に掲げる障害状態

にあつた場合において、既に障害を生じている身体の同一部位に新たに障害が加重した結果重度障害の状態になつた場合は、この限りでない。

- 三 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。
 - 四 加入者が脱退の申出をしたとき。
 - 五 加入者が掛金を、二月以上であつて規則で定める期間滞納したとき。
 - 六 加入者が転出をしたことに伴い、他の地方公共団体の実施する制度の加入者となつたとき。
- 2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日の属する月の翌月から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。
 - 一 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
 - 二 口数追加加入者が追加掛金を、二月以上であつて規則で定める期間滞納したとき。
 - 3 前二項の規定により加入者又は口数追加加入者としての地位を失つた者に対しては、既に納付された掛金又は追加掛金は、返還しない。

(昭五四条例四四・旧第十五条繰下・一部改正、昭五七条例四五・平七条例六〇・一部改正)

(届出義務等)

第十九条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - 三 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。
- 2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 一 加入者が死亡し、又は重度障害の状態となつたとき。
 - 二 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。
 - 3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 一 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 年金受給権者が死亡したとき。

- 三 年金受給権者に第十一条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。
- 4 年金受給権者又は現に年金を受領している年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況について知事に届け出なければならない。
- 5 加入者、加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、この制度の適正な運営を図るため、知事の行なう調査に協力しなければならない。

(昭五四条例四四・旧第十六条繰下・一部改正、昭五七条例四五・一部改正)

(加入者の年齢)

第二十条 この条例において、加入者の年齢は、毎年四月一日における年齢によるものとし、当該年齢はその年の四月一日から翌年の三月三十一日までの間適用するものとする。

(昭五四条例四四・追加)

(事務処理の特例)

第二十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、各市町村が処理することとする。

- 一 第五条第一項及び第七条第一項の規定による申込みの受理及び知事への送付
- 二 第八条第一項及び第二項の規定による掛金の収納及び県への払込み
- 三 第十八条第一項第四号及び同条第二項第一号の規定による申出の受理及び知事への送付
- 四 第十九条第一項から第四項までの規定による届出の受理及び知事への送付
- 五 前各号に掲げるもののほかこの条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

(平一条例六五・追加)

(規則への委任)

第二十二条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(昭五四条例四四・旧第十七条繰下、平一条例六五・旧第二十一条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(暫定措置)

- 2 この条例の施行の日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、この制度に加入しようとする者に対する第四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「四十五歳」とあるのは、「六十五歳」とする。

- 3 この条例の施行の日前に転入した者であつて、他の地方公共団体の実施する制度に加入していた者が引き続いてこの制度に加入する場合における第四条第二項の規定の適用については、同項中「転入（新たに県の区域内に住所を有することとなつたことをいう。）の直前まで」とあるのは、「この制度の発足前に転入（新たに県の区域内に住所を有することとなつたことをいう。）した者であつて、この制度に加入する直前まで」とする。
- 4 法附則第二条に規定する機構の成立の日に転入した者に係る第四条第二項の規定の適用については、同項中「制度（機構と心身障害者扶養保険契約を締結している場合の制度）」とあるのは、「法附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第二項に規定する共済制度（同法に基づき設立された社会福祉・医療事業団と同条第三項に規定する保険約款に基づく保険契約を締結している場合の共済制度）」とする。

（平一五条例六六・追加）

別表第一（第二条、第十八条関係）

（昭五四条例四四・旧別表・全改）

一	一眼の視力を全く永久に失っていること。
二	一上肢を手関節以上で失っていること。
三	一下肢を足関節以上で失っていること。
四	一上肢の用を全く永久に失っていること。
五	一下肢の用を全く永久に失っていること。
六	一手の母指及び示指を含んで四手指以上を失っているか若しくはその用を全く永久に失っていること、又は一手の母指若しくは示指を含んで三手指以上を失っているか若しくはその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで二手指以上を失っているか若しくはその用を全く永久に失っていること。
七	一耳の聴力を全く永久に失っていること。

別表第二（第八条関係）

（平七条例六〇・全改、平一九条例九一・一部改正）

加入者又は口数追加加入者となつた時の年齢区分	加入者又は口数追加加入者の属する世帯区分及び掛金額（月額）		
	一 二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金	(二) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金

		については前年度) の市町村民税につい て非課税である者を もつて構成する世帯	については前年度) の市町村民税につい て所得割を課されて いない者をもつて構 成する世帯（（一） に該当する場合を除 く。）
三十五歳未満	九、三〇〇円	四、六五〇円	六、五一〇円
三十五歳以上四十 歳未満	一一、四〇〇円	五、七〇〇円	七、九八〇円
四十歳以上四十五 歳未満	一四、三〇〇円	七、一五〇円	一〇、〇一〇円
四十五歳以上五十 歳未満	一七、三〇〇円	八、六五〇円	一二、一一〇円
五十歳以上五十五 歳未満	一八、八〇〇円	九、四〇〇円	一三、一六〇円
五十五歳以上六十 歳未満	二〇、七〇〇円	一〇、三五〇円	一四、四九〇円
六十歳以上六十五 歳未満	二三、三〇〇円	一一、六五〇円	一六、三一〇円

附 則（昭和五四年条例第一〇号）

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年条例第四四号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例の規定により加入している者で、現に六十五歳に達していないものは、改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例の適用に当たっては、すべて四十五歳未満で加入したものとみなす。

附 則（昭和五七年条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第五五号）

この条例は、昭和六十年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年条例第一二号）

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）第八条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において、この制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であつてこの条例の施行後に改正後の条例第四条第二項の規定によりこの制度に加入したもの（改正後の条例第十八条第一項第二号ただし書に該当するため重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者及び昭和五十四年十月一日以後加入者となつた者であつてその加入時の年齢が四十五歳以上であつたものを除く。）は、改正後の条例第八条第一項の規則の定めるところにより、その者の昭和六十一年四月一日における年齢に応じて、それぞれ次の表に定める掛金（月額）を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、この制度に二十五年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

昭和六十一年四月 一日における年齢 区分	加入者の属する世帯区分		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について非課税である者をもつて構成する世帯	(二) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について所得割を課されていない者をもつて構成する世帯（（一）に該当する場合を除く。）
三十五歳未満の者	一、四〇〇円	七〇〇円	九八〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一、九〇〇円	九五〇円	一、三三〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	二、六〇〇円	一、三〇〇円	一、八二〇円

四十五歳以上の者	三、二〇〇円	一、六〇〇円	二、二四〇円
----------	--------	--------	--------

3 前項の適用に当たっては、改正後の条例第二十条の規定を準用し、同項ただし書の適用に当たっては、改正後の条例第八条第三項の規定を準用する。

4 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三年条例第一二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年条例第六〇号）

1 この条例は、平成八年一月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定（「規則の」を「規則で」に改める部分に限る。）、第八条第二項の改正規定（「第七条第二項」を「前条第二項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「心身障害者扶養共済制度」を「制度」に改める部分に限る。）及び第十五条第三項の改正規定（「次の各号に」を「次に」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例（以下「旧条例」という。）に基づく心身障害者扶養共済制度（以下「旧制度」という。）に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（以下「他の制度」という。）に加入している者であってこの条例の施行後に改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第四条第二項の規定により新条例に基づく心身障害者扶養共済制度（以下「新制度」という。）に加入したもの（新条例第十八条第一項第二号ただし書に該当するため重度障害の状態となったが加入者としての地位を失わない者を除く。）についての新条例第八条第一項又は第二項本文の規定の適用については、次のとおりとする。

一 昭和五十四年十月一日以後加入者となった者であって加入時の年齢が四十五歳以上であったもの及び昭和六十一年四月一日以後加入者となった者であって加入時の年齢が四十五歳未満であったものについては、新条例第八条第一項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより」とあるのは「規則で定めるところにより」と、「別表第二」とあるのは「福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成七年福島県条例第六十号）附則別表第一」とする。

二 旧条例第八条第二項に規定する特約付加入者（以下「改正前の特約付加入者」という。）については、新条例第八条第二項中「前条第二項の規定による口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加の承認を受けた」とあるのは「福

島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年福島県条例第六十号。以下「一部改正条例」という。)による改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例第六条の規定による特約付加入者は、特約付加入者となつたと、「口数追加加入者と」とあるのは「特約付加入者と」と、「別表第二」とあるのは「一部改正条例附則別表第一」とし、附則別表第一中「加入者」とあるのは「特約付加入者」とする。

三 旧条例第八条第二項に規定する口数追加付加入者(以下「改正前の口数追加付加入者」という。)については、新条例第八条第二項中「前条第二項の規定による口数追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)は、口数追加の承認を受けた」とあるのは「福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年福島県条例第六十号。以下「一部改正条例」という。)による改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例第七条の規定による口数追加付加入者は、口数追加付加入者となつたと、「口数追加加入者と」とあるのは「口数追加付加入者と」と、「別表第二」とあるのは「一部改正条例附則別表第一」とし、附則別表第一中「加入者」とあるのは「口数追加付加入者」とする。

四 前三号に掲げる者以外の者については、新条例第八条第一項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入者となつた時の」とあるのは「規則で定めるところにより、昭和六十一年四月一日における」と、「別表第二」とあるのは「福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年福島県条例第六十号)附則別表第二」と、「二十年」とあるのは「二十五年」とする。

3 この条例の施行の日の前日において、旧制度に加入している改正前の特約付加入者又は改正前の口数追加付加入者及び他の制度に加入している者(改正前の特約付加入者又は改正前の口数追加付加入者に相当する者に限る。)であつてこの条例の施行後に新条例第四条第二項の規定により新制度に加入したものについての新条例の規定(第八条第一項及び第二項本文を除く。)の適用については、次のとおりとする。

一 新条例の規定中「口数追加」とあるのは「福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年福島県条例第六十号)による改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)第六条に規定する特約条項の付加又は旧条例第七条に規定する口数追加条項の付加」と、「口数追加加入者」とあるのは「旧条例第八条第二項に規定する特約付加入者又は口数追加付加入者」とする。

二 新条例に規定する口数追加の期間には旧条例に規定する特約条項の付加又は口数追加条項の付加の期間を、新条例に規定する口数追加期間には旧条例に規定する付加期間

を通算する。

- 4 この条例の施行の日の前日までに、加入者、改正前の特約付加入者又は改正前の口数追加付加入者が脱退又は口数の減少の申出をした場合には、新条例第十五条の二の規定は、適用しない。

附則別表第一

(1) 平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで

加入者となった時の年齢区分	加入者の属する世帯区分及び掛金額（月額）		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯	(二) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯（（一）に該当する場合を除く。）
三十五歳未満の者	二、一〇〇円	一、〇五〇円	一、四七〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	二、八〇〇円	一、四〇〇円	一、九六〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	三、八〇〇円	一、九〇〇円	二、六六〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	四、六〇〇円	二、三〇〇円	三、二二〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	五、七〇〇円	二、八五〇円	三、九九〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	七、二〇〇円	三、六〇〇円	五、〇四〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	九、〇〇〇円	四、五〇〇円	六、三〇〇円

(2) 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで

加入者となった時の年齢区分	加入者の属する世帯区分及び掛金額（月額）		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯	(二) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯（（一）に該当する場合を除く。）
三十五歳未満の者	二、八〇〇円	一、四〇〇円	一、九六〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	三、七〇〇円	一、八五〇円	二、五九〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	四、九〇〇円	二、四五〇円	三、四三〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	七、三〇〇円	三、六五〇円	五、一一〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	九、〇〇〇円	四、五〇〇円	六、三〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一一、二〇〇円	五、六〇〇円	七、八四〇円

(3) 平成十年四月一日以降

加入者となった時の年齢区分	加入者の属する世帯区分及び掛金額（月額）		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当	(二) 当該年度（当

		該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度)の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯	該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度)の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯 ((一) に該当する場合を除く。)
三十五歳未満の者	三、五〇〇円	一、七五〇円	二、四五〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	四、五〇〇円	二、二五〇円	三、一五〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	七、四〇〇円	三、七〇〇円	五、一八〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	八、九〇〇円	四、四五〇円	六、二三〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	一〇、八〇〇円	五、四〇〇円	七、五六〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一三、三〇〇円	六、六五〇円	九、三一〇円

附則別表第二

(1) 平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで

昭和六十一年四月一日現在における年齢区分	加入者の属する世帯区分及び掛金額 (月額)		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度 (当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度)の市町村民税につい	(二) 当該年度 (当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度)の市町村民税につい

		て非課税である者をもって構成する世帯	て所得割を課されていない者をもって構成する世帯（（一）に該当する場合を除く。）
三十五歳未満の者	二、一〇〇円	一、〇五〇円	一、四七〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	二、八〇〇円	一、四〇〇円	一、九六〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	三、八〇〇円	一、九〇〇円	二、六六〇円
四十五歳以上の者	四、六〇〇円	二、三〇〇円	三、二二〇円

(2) 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで

昭和六十一年四月一日現在における年齢区分	加入者の属する世帯区分及び掛金額（月額）		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯	(二) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯（（一）に該当する場合を除く。）
三十五歳未満の者	二、八〇〇円	一、四〇〇円	一、九六〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	三、七〇〇円	一、八五〇円	二、五九〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	四、九〇〇円	二、四五〇円	三、四三〇円
四十五歳以上の者	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円

(3) 平成十年四月一日以降

昭和六十一年四月 一日現在における 年齢区分	加入者の属する世帯区分及び掛金額（月額）		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯	(二) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯（（一）に該当する場合を除く。）
三十五歳未満の者	三、五〇〇円	一、七五〇円	二、四五〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	四、五〇〇円	二、二五〇円	三、一五〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円
四十五歳以上の者	七、四〇〇円	三、七〇〇円	五、一八〇円

附 則（平成十一年条例第一四号）抄

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年条例第六五号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年条例第五一号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年条例第六六号）

この条例は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第二条に規定する機構の成立の日から施行する。

（成立の日＝平成一五年一〇月一日）

附 則（平成十九年条例第九一号）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第八条第一項及び第二項並びに福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成七年福島県条例第六十号。以下「平成七年改正条例」という。）附則第二項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例（以下「旧条例」という。）の規定による心身障害者扶養共済制度（以下「旧制度」という。）に加入している者であって施行日以後引き続き新条例の規定による心身障害者扶養共済制度（以下「新制度」という。）に加入したもの及び施行日の前日において新条例第四条第二項の他の地方公共団体の実施する制度（以下「他の制度」という。）に加入している者（施行日以後新制度に相当する他の制度に係る制度に引き続き加入していた者に限る。）であって施行日以後同項の規定により新制度に加入したもの（新条例第十八条第一項第二号ただし書に該当するため重度障害となったが加入者（新条例第二条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。）としての地位を失わない者を除く。以下「改正前加入者」という。）は、掛金納付期間（施行日（新条例第四条第二項の規定により新制度に加入したものにあっては、加入者となった日）の属する月から六十五歳に達した日以後最初に到来する旧制度又は他の制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日の属する月（当該応当日において旧制度、他の制度又は新制度に加入していた期間を通算した期間が二十年（第二号に掲げる者にあつては、二十五年）未満である者にあつては、当該通算した期間が二十年（第二号に掲げる者にあつては、二十五年）に達する日の属する月）までをいう。次項において同じ。）の各月につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める掛金を県に納付しなければならない。

一 昭和五十四年十月一日以後に旧制度又は他の制度に加入した者であつて加入時の年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後に旧制度又は他の制度に加入した者であつて加入時の年齢が四十五歳未満であつたもの 加入時の年齢区分に応じ附則別表第一に定める掛金

二 前号に掲げる者以外の者 昭和六十一年四月一日における年齢区分に応じ附則別表第二に定める掛金

3 新条例第八条第一項及び第二項、平成七年改正条例附則第二項並びに前項の規定にかかわらず、改正前加入者であつて、旧条例第七条第二項の規定若しくは他の制度のこれに相当する規定により口数追加の承認を受けたもの（以下「改正前口数追加加入者」という。）、平成七年改正条例による改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例第六条の規定若しくは他の制度のこれに相当する規定による特約付加入者であるもの（以下「特約付加入者」

という。)又は同条例第七条の規定若しくは他の制度のこれに相当する規定による口数追加付加入者であるもの(以下「口数追加付加入者」という。)(以下「改正前口数追加加入者等」と総称する。)は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める掛金を、当該期間の各月につき、県に納付しなければならない。

一 掛金納付期間後の口数追加等掛金納付期間(施行日(新条例第四条第二項の規定により新制度に加入したものにあっては、加入者となった日)の属する月から六十五歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日(特約付加入者にあっては特約付加入者となった日、口数追加付加入者にあっては口数追加付加入者となった日)の年単位の応当日の属する月(当該応当日において改正前加入者、特約付加入者又は口数追加付加入者であった期間を通算した期間が二十年未満である者にあっては、当該通算した期間が二十年に達する日の属する月)までをいう。次号において同じ。) 口数追加の承認を受けた時(特約付加入者にあっては特約付加入者となった時、口数追加付加入者にあっては口数追加付加入者となった時)の年齢区分に応じ附則別表第一に定める掛金(次号において「特定掛金」という。)

二 口数追加等掛金納付期間(前号に掲げる期間を除く。) 当該改正前口数追加加入者等の前項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める掛金に特定掛金を加算した掛金

4 改正前加入者に支給する弔慰金の額は、新条例第十五条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる加入期間(同条第一項に規定する加入期間をいう。次項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一年以上五年未満 三万円
- 二 五年以上二十年未満 七万五千円
- 三 二十年以上 十五万円

5 改正前口数追加加入者等に支給する弔慰金の額は、新条例第十五条第三項、平成七年改正条例附則第三項及び前項の規定にかかわらず、当該改正前口数追加加入者等の前項各号に掲げる加入期間の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる口数追加期間等(同条第三項に規定する口数追加期間及び平成七年改正条例による改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例第十五条第三項に規定する付加期間を通算した期間をいう。以下同じ。)の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 一年以上五年未満 三万円
- 二 五年以上二十年未満 七万五千円

三 二十年以上 十五万円

6 改正前加入者に支給する脱退一時金の額は、新条例第十五条の二第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる加入期間（同項に規定する加入期間をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 五年以上十年未満 四万五千元

二 十年以上二十年未満 七万五千元

三 二十年以上 十五万円

7 改正前口数追加加入者等に支給する脱退一時金の額は、新条例第十五条の二第三項、平成七年改正条例附則第三項及び前項の規定にかかわらず、当該改正前口数追加加入者等の前項各号に掲げる加入期間の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる口数追加期間等の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

一 五年以上十年未満 四万五千元

二 十年以上二十年未満 七万五千元

三 二十年以上 十五万円

8 旧条例第十五条第一項に規定する心身障害者が施行日前に死亡した場合に支給する弔慰金の額及び加入者が施行日前に旧条例第十五条の二第一項各号のいずれかに該当した場合に支給する脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第一（附則第二項、附則第三項関係）

加入時、口数追加加入時又は特約加入時の年齢区分	改正前加入者又は改正前口数追加加入者等の属する世帯区分及び掛金額（月額）		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯	(二) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯（（一）に該当する場合を除く。）

三十五歳未満	五、六〇〇円	二、八〇〇円	三、九二〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円	三、四五〇円	四、八三〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円	四、三五〇円	六、〇九〇円
四十五歳以上五十歳未満	一〇、六〇〇円	五、三〇〇円	七、四二〇円
五十歳以上五十五歳未満	一一、六〇〇円	五、八〇〇円	八、一二〇円
五十五歳以上六十歳未満	一二、八〇〇円	六、四〇〇円	八、九六〇円
六十歳以上六十五歳未満	一四、五〇〇円	七、二五〇円	一〇、一五〇円

附則別表第二（附則第二項関係）

昭和六十一年四月一日における年齢区分	改正前加入者の属する世帯区分及び掛金額（月額）		
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯	
		(一) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯	(二) 当該年度（当該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度）の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯（（一）に該当する場合を除く。）
三十五歳未満	五、六〇〇円	二、八〇〇円	三、九二〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円	三、四五〇円	四、八三〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円	四、三五〇円	六、〇九〇円

歳未満			
四十五歳以上	一〇、六〇〇円	五、三〇〇円	七、四二〇円

附 則（令和元年条例第三一号）

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。